

## 平成27年第1回江差町議会定例会資料

資料1：江差町子育て応援基金の設置、管理及び処分に関する条例制定の概要【議案第1号関係】	…P 1
資料2：南が丘第2団地長寿命化対策事業実施予定図【議案第2号及び第6号関係】	…P 2
資料3：公共施設等総合管理計画策定・地方公会計整備概要【議案第6号関係】	…P 3
資料4：江差町ふるさと応援寄付金特典システムの概要【議案第6号関係】	…P 4
資料5：地域おこし協力隊の概要【議案第6号関係】	…P 5
資料6：日本版シティマネージャー派遣制度の概要【議案第6号関係】	…P 6
資料7：子育て応援券交付事業概要【議案第6号関係】	…P 8
資料8：かもめ島海上遊歩道側壁崩落等改修工事概要【議案第6号関係】	…P 9
資料9：ノースヒバプロジェクト推進事業の概要【議案第6号関係】	…P 10
資料10：江差町農業経営基盤安定対策事業の概要【議案第6号関係】	…P 11
資料11：江差町漁業経営基盤安定対策事業の概要【議案第6号関係】	…P 12
資料12：新幹線開業を見据えた観光対策の概要【議案第6号関係】	…P 13
資料13：江差町中心市街地商店街街路灯LED化事業の概要【議案第6号関係】	…P 14
資料14：江光ビル解体撤去事業の状況【議案第6号関係】	…P 15
資料15：橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁補修の概要【議案第6号関係】	…P 16
資料16：町道馬坂線路肩補修工事の概要【議案第6号関係】	…P 17
資料17：江差町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表【議案第16号関係】	…P 18
資料18：給与勧告に基づく給与改定の概要【議案第16号関係】	…P 22
資料19：江差町手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表【議案第17号関係】	…P 23
資料20：江差町立保育所条例の一部を改正する条例新旧対照表【議案第18号関係】	…P 24
資料21：江差町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定の概要【議案第19号関係】	…P 26
資料22：江差町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例制定の概要【議案第20号関係】	…P 27
資料23：江差町介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表【議案第21号関係】	…P 28
資料24：ぬくもり保養センター設置条例の一部を改正する条例新旧対照表【議案第22号関係】	…P 31
資料25：江差町公共下水道条例の一部を改正する条例新旧対照表【議案第23号関係】	…P 32
資料26：新教育委員会制度の主な改正概要【議案第24号及び第25号関係】	…P 37
資料27：地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照表【議案第25号関係】	…P 38
資料28：公の施設に係る指定管理者の候補者選定の概要【議案第26号～第29号関係】	…P 40
資料29：江差町固定資産評価審査委員に関する資料【同意第1号関係】	…P 44
資料30：平成26年度国・道への要望等状況一覧（12月～2月）	…P 45



## 江差町子育て応援基金の設置、管理及び処分に関する条例の概要

## 基金の目的

江差町の明日を担う子どもを安心して産み育てられる環境づくりの推進  
(第1条)

<平成27年度における基金の充当計画>

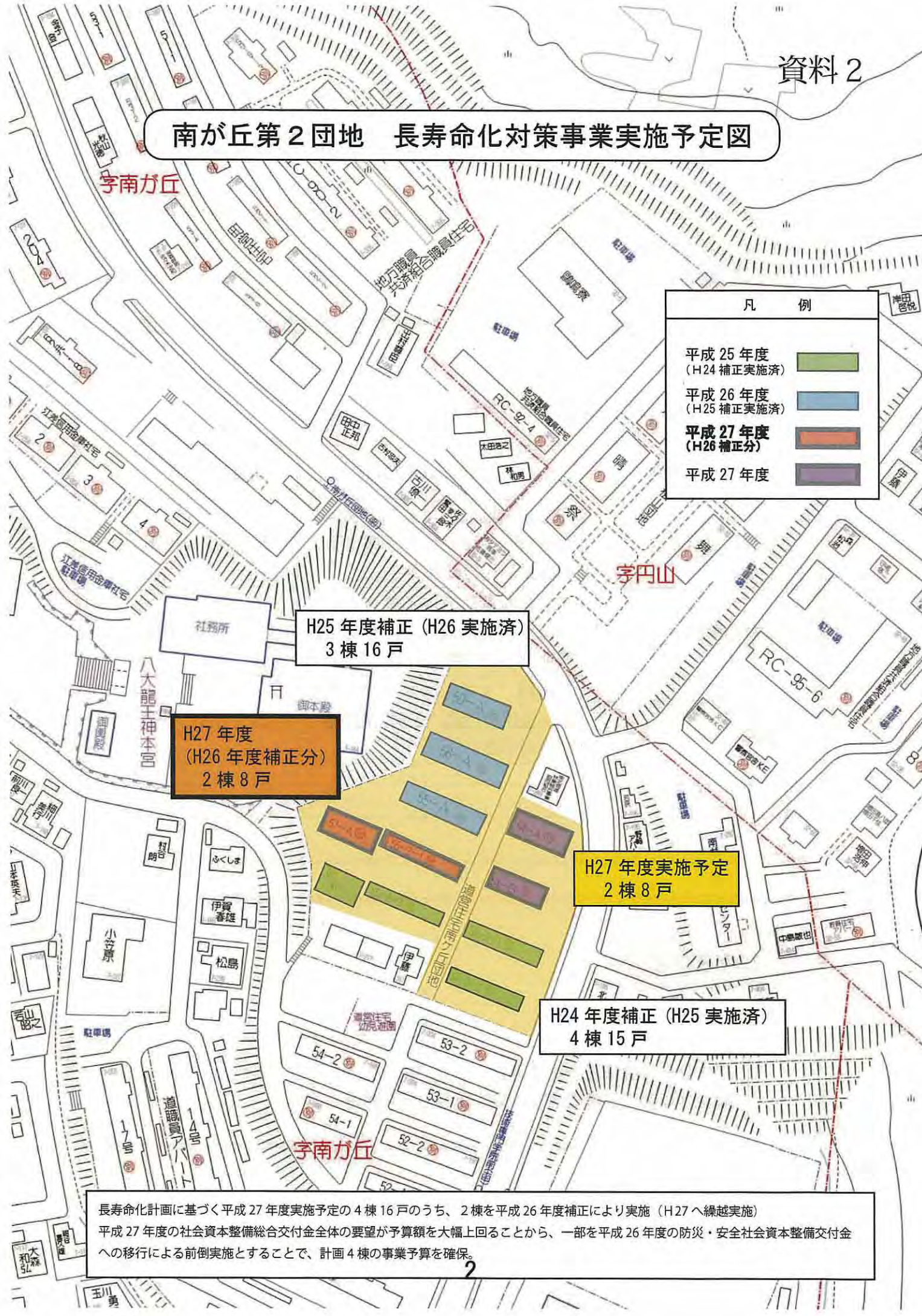
充当事業	充当の考え方	充当予定額
常設保育所運営	町立保育所における第3子以降の保育料無償化に伴う保育料の減収見込み分に充当	3,520千円
幼稚園事務	町立幼稚園における第3子以降の保育料等無償化に伴う幼稚園使用料の減収見込み分に充当	230千円
「子育て応援券」交付事業	0歳児、1歳児のオムツ等の購入に使用できる「子育て応援券」の交付事業に充当	5,100千円
合計		8,850千円

## 基金積立額

40,000千円

（平成26年度補正予算で積立  
概ね4年間の子育て応援事業に係る財源を確保）

南が丘第2団地 長寿命化対策事業実施予定図



凡 例	
平成 25 年度 (H24 補正実施済)	<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:#90EE90;"></span>
平成 26 年度 (H25 補正実施済)	<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:#6495ED;"></span>
平成 27 年度 (H26 補正分)	<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:#FF8C00;"></span>
平成 27 年度	<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:#800080;"></span>

H25 年度補正 (H26 実施済)  
3 棟 16 戸

H27 年度  
(H26 年度補正分)  
2 棟 8 戸

H27 年度実施予定  
2 棟 8 戸

H24 年度補正 (H25 実施済)  
4 棟 15 戸

長寿命化計画に基づく平成 27 年度実施予定の 4 棟 16 戸のうち、2 棟を平成 26 年度補正により実施 (H27 へ繰越実施)  
平成 27 年度の社会資本整備総合交付金全体の要望が予算額を大幅上回ることから、一部を平成 26 年度の防災・安全社会資本整備交付金への移行による前倒実施とすることで、計画 4 棟の事業予算を確保。

## 公共施設等総合管理計画策定・地方公会計整備

### (1) 公共施設等総合管理計画について

#### ①総務大臣からの計画策定の要請

- 公共施設の老朽化、人口減少社会における公共施設への需要の減等を踏まえ、長期的な視点に立った更新・統廃合・長寿命化などの対策が必要

#### ②公共施設等総合管理計画の内容

- 所有施設等の現状
- 施設全体の管理に関する基本的な方針
  - 計画期間（10年以上）
  - 全庁的な取組体制の構築、情報管理・共有方策
  - 現状分析を踏まえた基本方針
  - フォローアップの実施方針

#### ③地方財政措置

- 計画策定経費について特別交付税措置（平成26年度から平成28年度までの3年間の措置、措置率1/2）
- 地方債の特例措置
  - 公共施設の除却への地方債の特例措置（資金手当）
  - 既存の公共施設の集約化・複合化への地方債措置（平成29年度まで/充当率90%・交付税算入率50%）
  - 既存の公共施設の転用への地方債措置（平成29年度まで/充当率90%・交付税算入率30%）

### (2) 統一的な基準による地方公会計の整備について

#### ①総務大臣からの統一的な基準による地方公会計整備の要請

- 平成29年度までにすべての地方公共団体が作成することを要請

#### ②統一的な基準による地方公会計の特徴

- 発生主義・複式簿記の導入
- 固定資産台帳の整備（公共施設マネジメントにも活用）
- 団体間の比較可能性を確保

#### ③地方財政措置

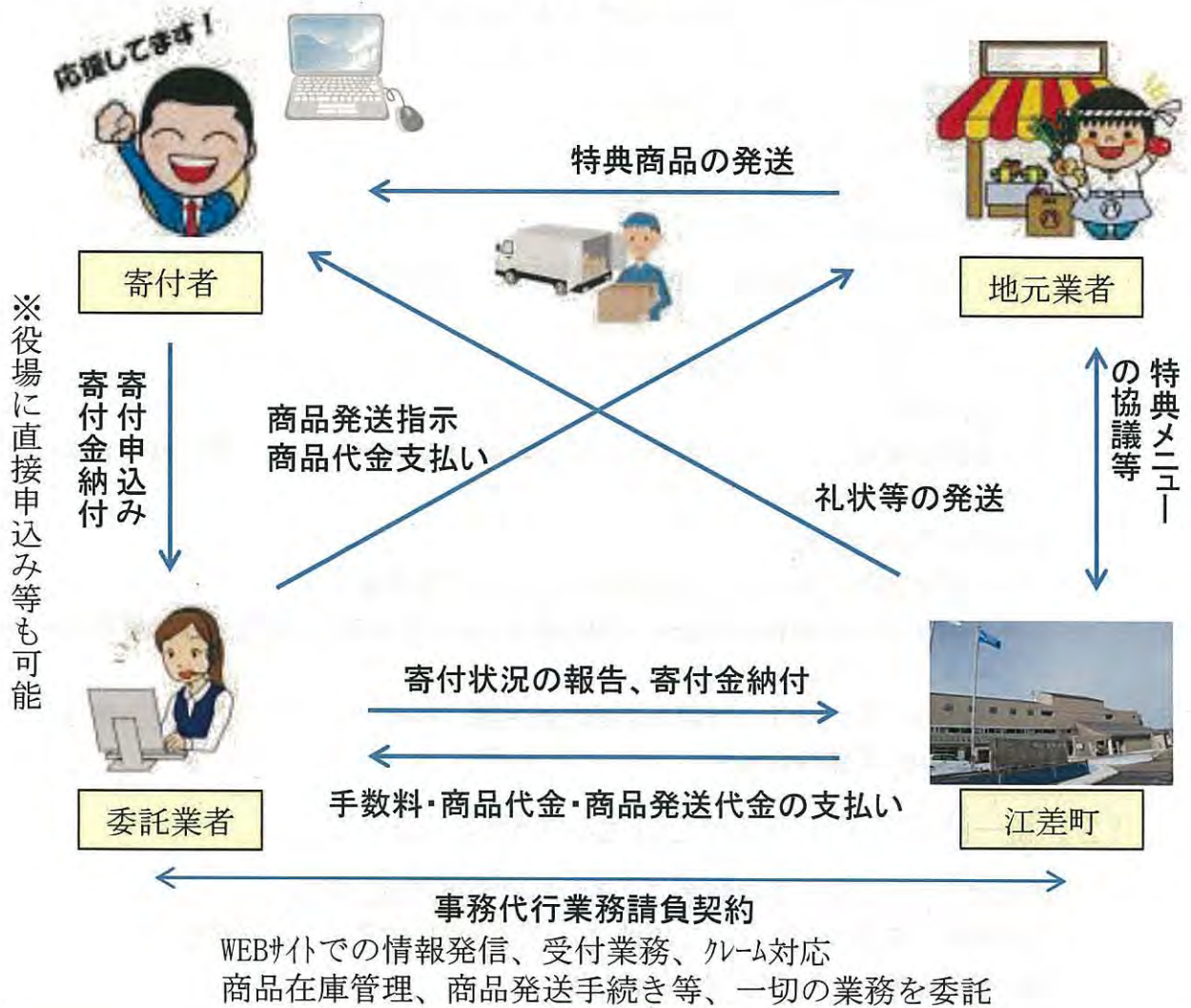
- 固定資産台帳整備に係る特別交付税措置
  - 資産評価・データ登録等に要する経費（平成26年度から平成29年度まで）

### (3) 江差町の取組（予定）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
公共施設等総合管理計画策定	○庁内WG設置（研修等） ○公共施設等の洗い出し	○公共施設白書作成 ○計画策定	
地方公会計整備	○固定資産台帳整備 ○資産管理システム導入	○公会計の整備（財務書類の作成）	

江差町ふるさと応援寄付金特典システムの概要

町HPや専用WEBサイトで情報の収集と寄付申込み



特典贈呈対象者及び特典の目安

- ◎1万円以上の寄付をしていただいた方を対象
  - ◇10,000円～30,000円未満 ⇒ 3,000円～5,000円相当の商品
  - ◇30,000円以上 ⇒ 10,000円相当の商品
  - ◇100,000円以上 ⇒ 30,000円相当の商品

※特典商品は、新鮮な農水産物、加工商品、菓子類などの組合せを調整中  
 その他、観光分野と組合せた特典も検討中

## 地域おこし協力隊とは

- 制度概要**：都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移動し、生活の拠点を移した者を、地方自治体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場製品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。
- 実施主体**：地方自治体
- 活動期間**：概ね1年以上3年以下
- 総務省の支援**：概ね次に掲げる経費について、特別交付税により財政支援

- ①地域おこし協力隊員の活動に要する経費：隊員1人あたり400万円上限  
【報償費等の200万円（標準）、その他の経費200万円】
- ②地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：1団体あたり200万円上限

## 江差町の募集内容

○募集する人数 2名

○募集する業務内容

地域産業（観光・商業・一次産業等）の活性化に向けた活動

## 今後のスケジュール

平成26年度

平成27年度

①予算措置	②実施要綱等の作成	③協力隊の募集	④協力隊の決定
・議会の議決	・実施要綱等の作成 ・募集要項等の作成	・WEBサイト等で募集 ・協力隊の選考、面接	・隊員への事前説明 ・活動の開始

## 日本版シティマネージャー派遣制度

内閣官房まち・ひと・しごと  
創生本部事務局

地方創生に積極的に取り組む市町村に対し、意欲と能力のある国家公務員や大学研究者、民間人材を、首長の補佐役（日本版シティマネージャー）として派遣し、地域に応じた「処方せんづくり」を支援する。

	派遣先市町村	派遣人材	
		国家公務員	大学研究者、民間シンクタンク
対象	以下の市町村を対象として募集する。 ア 市町村長が地方創生に関し、明確な考えを持ち、派遣される人材を地域の変革に活用する意欲を持っていること イ 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、実施する市町村であること ウ 原則人口5万人以下	以下に該当する者を募集する。 ア 地方創生の取組に強い意欲を持っていること イ 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定・実行のために十分な能力を有すること ウ 公務員の経験が原則5年以上15年未満であること (事務、技術、採用区分を問わない)	以下に該当する者を公募する。 ア 地方創生の取組に強い意欲を持っていること イ 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定・実行のために十分な能力を有すること
派遣規模	100市町村規模 ※派遣先市町村と派遣人材のマッチングを行う	① 副市町村長、幹部職員（常勤一般職）（25人程度）	① 副市町村長、幹部職員（常勤一般職）（10人程度） ② 顧問、参与等（非常勤特別職）（65人程度）
役割	地方創生に関し、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定や総合戦略の施策の推進を担う。		
派遣期間	① 副市町村長、幹部職員（常勤職）…原則2年間 ② 顧問、参与等（非常勤特別職）…原則1～2年間		
推進体制	・ 派遣市町村・派遣人材の募集、マッチング等の事務は、各府省の協力を得て内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局において処理する。 ・ 派遣前研修、派遣期間中における情報交換の場などバックアップ体制を構築する。		
制度の期間	当面、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間を考慮し、5年間（平成27年度～31年度）の制度とする。		



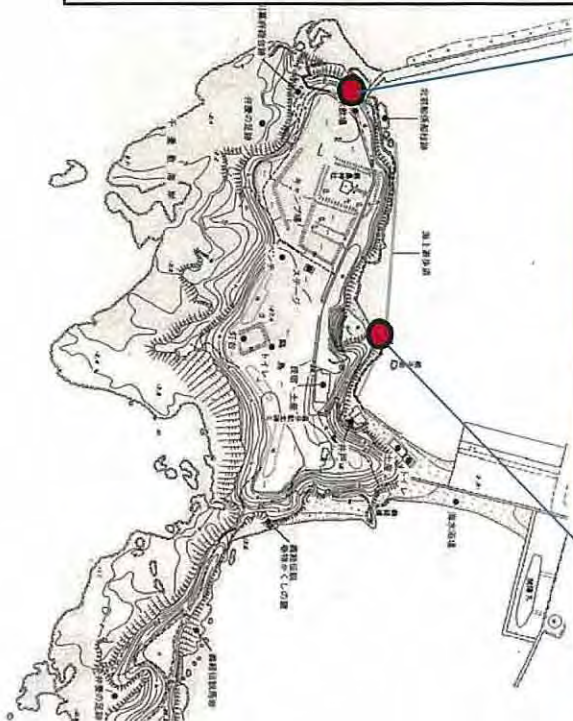
## 全体スケジュール（イメージ）

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
創生本部 事務局	(10月31日) 制度の公表			↔ マッチング (派遣市町村、派遣者の審査・調整)		(3月末) 派遣市町村・派遣人材の公表	
市町村		↔ 派遣希望の提出 (約1か月)	(12月上旬) 派遣希望市町村の公表  〔首長からのヒアリング〕		↔ 派遣先市町村の内定	↔ 地方議会人事案件(特別職)	← 派遣
派遣人材			↔ 募集 (約1か月)  〔本人・府省等からのヒアリング〕		↔ 本人の同意	↔ 事前研修	

## 子育て応援券交付事業概要

- 【事業名】 「子育て応援券」交付事業
- 【目的】 子どもの健やかな成長を願い、子育て中の家庭の経済的な負担を軽減し、子育て支援の充実を図る。
- 【内容】 紙おむつの購入費用の助成  
①紙おむつと交換できる『子育て応援券』を2年間配布。  
②町内の指定薬局・店舗に『子育て応援券』を持参し、引き換え相当分の紙おむつに交換。  
③薬局・店舗から町へ請求。
- 【対象】 江差町に住所を有する0歳児、1歳児の保護者。  
使用期限は2歳の誕生日前日まで。
- ※27年度対象  
0歳児…27年度生まれ（27年度の出生児）  
1歳児…26年度生まれ（27年度に1歳になる児）
- 【助成額】 子育て応援券 4,000円×12ヶ月×2年間=96,000円
- 【配布方法】 1回目の交付～新生児訪問時に交付  
2回目の交付～10か月児健診の際に交付

かもめ島海上遊歩道側壁崩落等改修工事概要図



立木、浮石及びモルタル除去工事



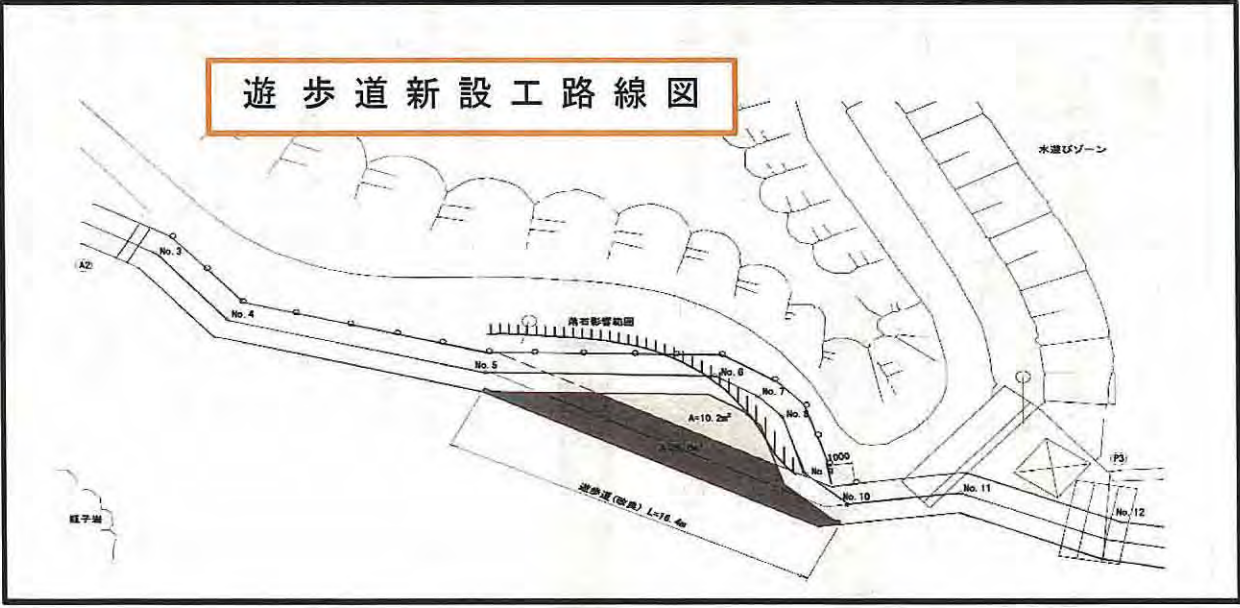
岩塊除去工



遊歩道新設工

- (1) 施工工事
- ・遊歩道新設工事  
L=16.4m
  - ・岩塊除去工事 4.5 m<sup>3</sup>
  - ・立木、浮石、モルタル除去工事 5箇所
- (2) 工事費  
9,814千円

遊歩道新設工路線図



## ノースヒバプロジェクト推進事業の概要

<所管課：農林水産課>

1. 檜山の森づくり植樹祭開催事業
2. ヒバ製品商品開発・販路拡大事業
3. 3半島ヒバ連携推進事業

【事業費】1,210千円

【財源構成】1,210千円（一般財源）

### 事業の必要性

ノースヒバプロジェクトとは、本町の北限のヒバの生育地を強みに、街なかのヒバに関連した様々な活動を通じて、町の活性化に資するものである。当該プロジェクトは、森林施業の担い手の育成やヒバを含めた地域の特色ある樹種の認知度アップ、更には子どもからお年寄りまで町民全体を巻き込んだ事業展開等多様な形態が可能であり、これらを具現化するための総称を「ノースヒバプロジェクト」とするものである。

### 事業の概要

#### 【事業内容】

#### 1 檜山の森づくり植樹祭開催事業 【500千円】

（概要）檜山管内の各町持ち回りにより毎年実施される植樹祭であり、本年度は、江差町町民の森を会場に実施する。

○300本のヒバの植樹

○江差追分や沖あげ音頭等のアトラクションの実施

○サクラマス幼魚の放流（楸川を予定）

#### 2 ヒバ製品商品開発・販路拡大事業【410千円】

（概要）昨年度まで3年間実施した、北限のヒバを活用した商品開発の継続した事業推進や販路開拓等を行う。また、ヒバウォーターに加え新たな地域特産品の開発を含む。

#### 3 3半島ヒバ連携推進事業【300千円】

（概要）津軽・下北・渡島（江差）半島の、ヒバを中心とした地域連携事業を江差町で開催するものである。3半島の連携を契機に、ヒバ関連の団体等との人材交流や観光や特産品等の経済交流等、新たな枠組みによる地域間相互の活性化が期待される。



# 江差町農業経営基盤安定対策事業(案)

町の農業生産の総合的な振興を図るため、農業経営基盤の安定化対策を実施し持続可能な営農環境をつくります。

## ■ 制度の概要

<町単独補助事業>

事業費：7,000千円

[ふるさと応援基金 1,500千円・一般財源 5,500千円]

事業実施主体：江差町

## ■ 事業の必要性

本町農業は、温暖な気候のもとで道内においても比較的早い時期から水稻を主体とした畑作及び畜産を取り入れた複合経営により経営安定化を目指してきた。

しかし、町内営農環境は、昨今の厳しい農業情勢に伴う価格低迷、高齢化の進行、後継者不足など不安定な要因を抱えている現状となっている。

加えて道営圃場整備事業といった基盤整備にかかる前歴事業により、作業効率や収益性の向上が図られた一方で、多額の負債償還を抱えた農家も少なくなく早期の経営健全化を図る必要がある。

このため、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、効率的かつ安定的な農業経営を育成するものである。

### ◆ 対策① 【農業共済掛金助成事業】 【事業費：2,500千円】

道南農業共済の「農作物共済」「畑作物共済」「園芸施設共済」に加入した方の共済掛金の10分の2を助成します。

- 主な対象作物～水稻・麦・馬鈴薯・大小豆・立茎アスパラガス  
そば・かぼちゃ・花卉・いちご



### ◆ 対策② 【農業機械等導入助成事業】 【事業費：4,500千円】

生産性の向上並びに農業の低コスト化、農作業の省力化・効率化に必要な農業機械を導入する経費について、2分の1を限度とし、かつ助成金額の上限を50万円・下限を10万円として助成します。

導入する農業機械は助成対象者1名につき1台とし、助成の期間中1回限りの助成とします。



農作業の用途以外に容易に供されるもので、汎用性の高い機械等（例：トラック類、バックホー、ブルドーザー、タイヤショベル、キャリアダンプ、冷蔵庫、貯蔵庫等）は対象としません。また、中古機械等についても対象としません。

上記いずれの助成事業についても、助成率・助成額については予算の範囲内において決定のうえ交付するものとし、また、助成対象者は町内に住所を有する農業者となります。

## 江差町漁業経営基盤安定対策事業の概要

<所管課：農林水産課>

- <事業費> 9,500千円  
<財源内訳> ふるさと応援基金 1,500千円 一般財源 8,000千円  
<事業主体> 江差町

### 事業の必要性

近年の水揚げの減少等により厳しさを増す漁家の安定的な経営基盤を確保することや、作業の安全性の向上や効率化の推進、さらには、新規就業者支援等を目的に義務的経費や投資的経費の一部を助成する。

### 事業の概要

- 1 漁船保険掛金の一部を助成（2/10以内）
- 2 漁具等の整備に関する助成（1/2以内 上限額50万円 下限額 5万円）  
但し、漁具等の購入先については、ひやま漁業協同組合に限るものとする。
- 3 助成の対象者  
ひやま漁業協同組合の組合員又は準組合員で町内に住所を有する者とする。
- 4 その他  
当該補助金の申請事務等については、ひやま漁業協同組合江差支所を通じて行うこととする。



## 新幹線開業を見据えた観光対策の概要

〈追分商工観光課〉

事業費：5,023千円

### 事業の概要

2016年3月に予定されている北海道新幹線の開業まであと1年あまりとなり、地元でその効果をしっかりと享受するため、受け入れ体制の整備を行うとともに、東北・北関東等における観光PRイベント等に対し江差追分等の郷土芸能の派遣や、他府県からの誘客を推進するため、JRグループと青函圏が一体となって広域観光を全国に強力にPRする「青森県・函館デスティネーションキャンペーン」をはじめ、広域観光プロモーションや観光PRイベント等へ積極的に参加し、本町のPRに努め、観光客の増加に繋げる。

### 主な取り組み

- |                         |    |       |
|-------------------------|----|-------|
| ① 全国展開観光情報誌への記事等掲載      | 1, | 128千円 |
| ② 観光PR用DVDの増刷(1,000枚)   |    | 324千円 |
| ③ 定期観光バス・エージェンツ江差追分実演対応 |    | 594千円 |
| ④ 観光PRイベント等郷土芸能派遣       |    | 445千円 |
| ⑤ 青森県・函館デスティネーションキャンペーン | 1, | 136千円 |
| ・全国販売促進会議(青森)           |    |       |
| ・エクスカッション(ツアー受入)        |    |       |
| ⑥ 函館・みなみ北海道グルメパーク(仙台)   | 1, | 087千円 |
| ⑦ はこだてグルメサーカス(函館)       |    | 150千円 |
| ⑧ 信金フェア(仙台)             |    | 159千円 |



## 江差町中心市街地商店街街路灯LED化事業の概要

<所管課：追分商工観光課>

《補助事業》

【事業費】 25,998千円（経産省補助対象経費 23,598千円）

【財源構成】 経産省補助 15,732千円

事業主体：江差商工会

町補助 10,266千円

### 事業の目的

中心市街地の商業再生及び安心安全な商店街形成のために、商店街街路灯のLED化を行い、明るい商店街の整備を行うことにより、快適な商店街づくりと周辺地域の防犯・交通安全に貢献するとともに、商店街の経済的な負担の軽減を行い、商店街の活性化を目指す。

### 事業の概要

- 事業対象
  - 愛宕町商店街
  - 新地町商店街
  - 法華寺通り商店街

- 事業期間
  - 平成27年1月26日
  - ～平成27年12月28日

- 事業内容
  - ①愛宕町商店街街路灯LED化 34灯
  - ②新地町商店街街路灯LED化 30灯
  - ③法華寺通り商店街街路灯LED化 15灯





## 江光ビル解体撤去事業の状況

<所管課：追分商工観光課>

《補助事業》 事業主体：江差中央商店街組合

### 事業の現状

隣接の建物（旧ドコモショップ）の外壁が、江光ビルの外壁と密着して建設されていることが判明。本建物は、土地建物を取得した後、建物を取り壊し、江光ビル用地と合わせ、商業活性化に資する一体の用地として活用することとした。



■事業内容 江光ビル・瀬野田ビル解体のための、構造調査及び解体費の積算（設計）他

■事業費 3,400千円

- ・構造調査 1,800千円
- ・解体設計（積算） 1,500千円
- ・計（町補助） 3,300千円
- ・職員等旅費 100千円

※経産省事業補助対象外経費

### ■現状と今後のスケジュール

- 江光ビル使用者との移転交渉（3月中）
- 隣接建物所有者との土地建物の取得交渉（3月中）
- 事業全体経費の積算・精査（4月中）

【解体費、事業損失調査、工事監理、移転補償土地建物取得費他】

※補正予算提案予定

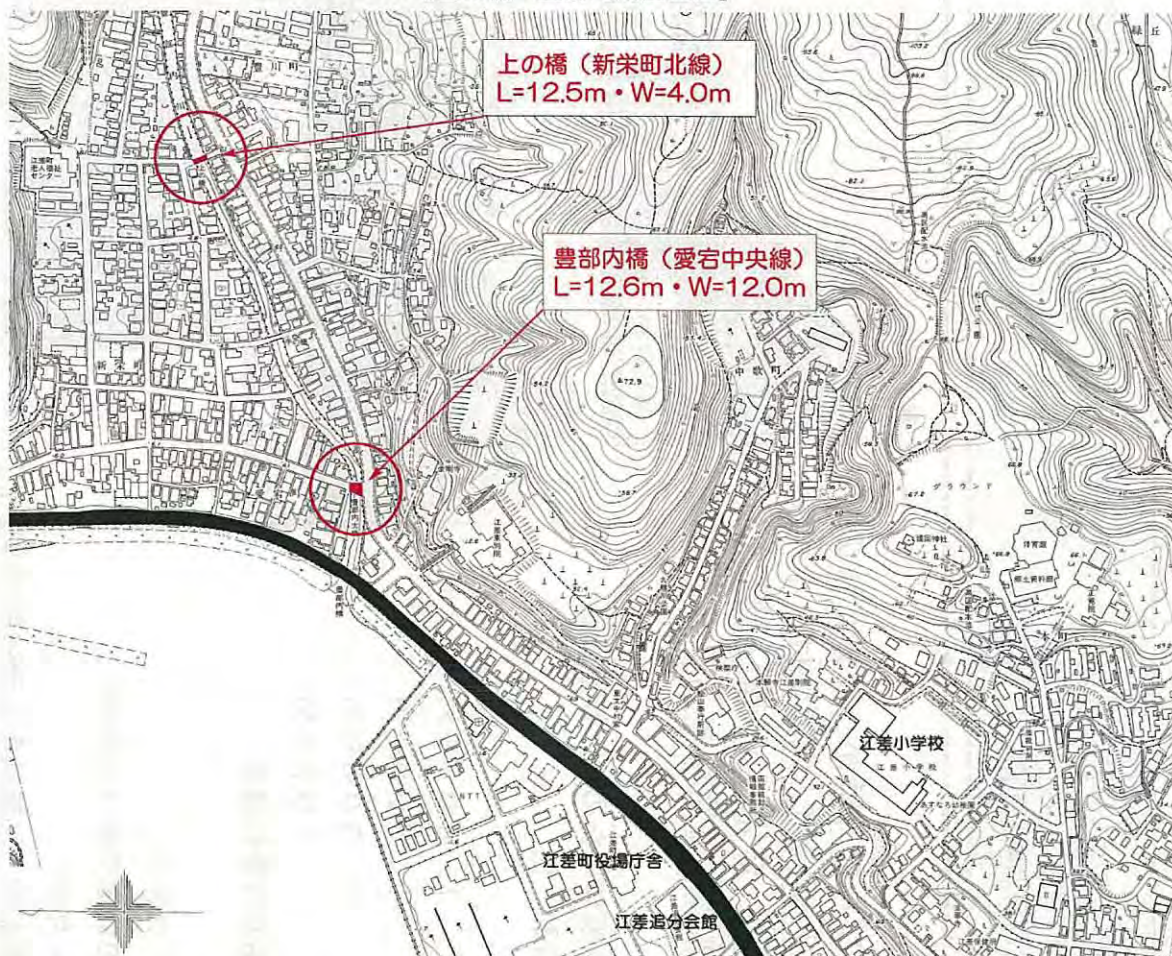


◇橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁補修◇

\* 上の橋 (町道新栄町北線)・・・実施設計及び橋梁補修工事

\* 豊部内橋 (町道愛宕中央線)・・・実施設計 (平成 28 年度橋梁補修工事予定)

【上の橋・豊部内橋位置図】



【上の橋】

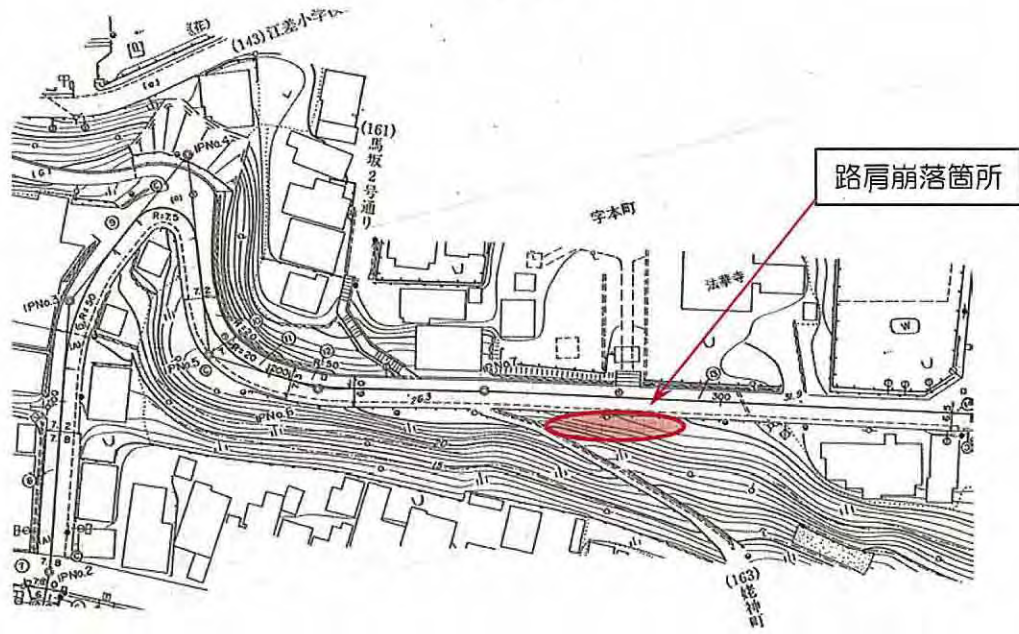


【豊部内橋】



◇町道馬坂線路肩補修工事◇

位置図



現況写真



江差町職員の給与に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(単身赴任手当)</p> <p>第9条の4 (略)</p> <p>2 単身赴任手当の月額は、<u>30,000円</u>(規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下単に「交通距離」という。)が規則で定める距離以上である職員にあつては、その額に、<u>70,000円</u>を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて規則で定める額を加算した額)とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第13条の3 管理職員特別勤務手当は、管理職又は監督の地位にある職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として規則で定める職員(以下「特別管理職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務を要しない日又は祝日法による休日若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合に支給する。</p> <p>(削除)</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、前条第1項の規定による特別管理職員</p>	<p>(単身赴任手当)</p> <p>第9条の4 (略)</p> <p>2 単身赴任手当の月額は、<u>23,000円</u>(規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下単に「交通距離」という。)が規則で定める距離以上である職員にあつては、その額に、<u>45,000円</u>を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて規則で定める額を加算した額)とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第13条の3 管理職員特別勤務手当は、管理職又は監督の地位にある職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として規則で定める職員(以下「特別管理職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務を要しない日又は祝日法による休日若しくは年末年始の休日_____に勤務した場合に支給する。</p> <p>2 <u>管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、特定管理職員にあつては12,000円を超えない範囲内において規則で定める額とする。但し、前項の規則による勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあつては、それぞれの額に100分の150を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(新設)</p>

江差町職員の給与に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</u></p> <p><u>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p><u>(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額（同項の勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）</u></p> <p><u>(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額（同項の勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）</u></p> <p><u>4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>（適用除外）</p> <p>第19条 第8条、第9条、第9条の2、_____第13条から第13条の3まで及び第16条の2から第16条の3までの規定は、再任用職員には適用しない。</p> <p>附 則</p>	<p>(新設)</p> <p><u>3 前2項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>（適用除外）</p> <p>第19条 第8条、第9条、第9条の2、<u>第9条の4</u>、第13条から第13条の3まで及び第16条の2から第16条の3までの規定は、再任用職員には適用しない。</p> <p>附 則</p>

江差町職員の給与に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>7 平成30年3月31日までの間、江差町職員の初任給、昇格、昇給基準に関する規則（平成19年江差町規則第4号）に規定する級別標準職務表における職務の級が6級に掲げる者（以下この項において「特定職員」という。）に対する給料の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となつた場合にあつては、特定職員となつた日）以後、給料月額から当該特定職員の給料月額に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級の最低の号俸の給料月額に達しない場合にあつては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の給料月額を減じた額）を減ずる。</p> <p>別表（第3条関係） 略 附則別表第1（附則第5項関係）略</p> <p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。 （切替日前の異動者の号給の調整）</p> <p>2 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び町長の定めるこれに準ずる職員の切替日にお</p>	<p>7 当分の間、江差町職員の初任給、昇格、昇給基準に関する規則（平成19年江差町規則第4号）に規定する級別標準職務表における職務の級が6級に掲げる者（以下この項において「特定職員」という。）に対する給料の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となつた場合にあつては、特定職員となつた日）以後、給料月額から当該特定職員の給料月額に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級の最低の号俸の給料月額に達しない場合にあつては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の給料月額を減じた額）を減ずる。</p> <p>別表（第3条関係） 略 附則別表第1（附則第5項関係）略</p>

江差町職員の給与に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>る号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。</p> <p>(給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(規則で定める職員は除く。)には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額(給料表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。)のうち、その職務の級が6級以上である者(以下この項において「特定職員」という。)にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を給料として支給する。</p> <p>4 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給させる職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。</p> <p>5 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。</p>	

## 給与勧告に基づく給与改定の概要（H27.4.1 実施分）

趣旨：給与制度の総合的見直しによる給与改定

### 1 給料表

改定率 平均 2% 引下げ・・・民間賃金の低い地域との格差を考慮

①若年層の 1 級（全号俸）及び 2 級の初任給に係る号俸は引下げしない

②3 級以上の高位号俸、50 歳代後半層は最大で 4% の引き下げ

<経過措置> 給料表の見直しに伴い平成 27 年 3 月 31 日に受けていた給料月額に達しない職員に対しては、同年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 3 年間に限り、経過措置としてその差額を給料として支給する。

<廃止> 平成 22 年度から実施されている 55 歳以上（6 級）職員の 1.5% 減額は平成 30 年 3 月 31 日で廃止する。

### 2 管理職員特別勤務手当（追加）

追加項目：平日の深夜 0 時から 5 時までの勤務

内 容：管理職等が災害等臨時又は緊急の勤務に対し 1 回につき 6,000 円を限度として支給

※現行：休日で、選挙、災害等（1 回につき 12,000 円限度）

### 3 単身赴任手当

【基礎額／月額】 23,000 円 ⇒ 30,000 円

【加算額／月額】 6,000 円～45,000 円 ⇒ 6,000 円～45,000 円

### 4 実施時期

給料表 平成 27 年 4 月 1 日

管理職員特別勤務手当 平成 27 年 4 月 1 日

単身赴任手当 平成 27 年 4 月 1 日



江差町手数料条例 新旧対照表

改正後			改正前		
第1条以下略 附則 (略) 別表第1～第5 (略) 別表第6 その他の事務に関するもの			第1条以下略 附則 (略) 別表第1～第5 (略) 別表第6 その他の事務に関するもの		
手数料を徴収する事務	単位	金額	手数料を徴収する事務	単位	金額
租税その他諸収入に関する証明(ただし、町税条例第18条の4に規定する証明を除く。)～船員法第19条第1項の規定による航行に関する報告の証明	(略)		租税その他諸収入に関する証明(ただし、町税条例第18条の4に規定する証明を除く。)～船員法第19条第1項の規定による航行に関する報告の証明	(略)	
<u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第19条第3項の規定に基づく登録票の交付</u>	1件につき	3,400円	<u>鳥獣の保護及び 狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第19条第3項の規定に基づく登録票の交付</u>	1件につき	3,400円
<u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第19条第5項の規定に基づく登録の有効期間の更新</u>	1件につき	3,400円	<u>鳥獣の保護及び 狩猟の適正化に関する法律第19条第5項の規定に基づく登録の有効期間の更新</u>	1件につき	3,400円
<u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第19条第6項の規定に基づく登録票の再交付</u>	1件につき	3,400円	<u>鳥獣の保護及び 狩猟の適正化に関する法律第19条第6項の規定に基づく登録票の再交付</u>	1件につき	3,400円
以下略			以下略		
附 則 この条例は、平成27年5月29日から施行する。					

江差町立保育所条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>(保育の必要性の基準)</u></p> <p>第6条 <u>保育の認定は、小学校就学前子供の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 1月において、48時間以上労働することを状態とすること。</u></p> <p><u>(2) 妊娠中であるか、又は出産後間もないこと。</u></p> <p><u>(3) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。</u></p> <p><u>(4) 同居又は長期間入院している親族を常時介護又は看護していること。</u></p> <p><u>(5) 震災、風水害、火災その他災害の復旧に当たっていること。</u></p> <p><u>(6) 求職活動（企業の準備を含む。）を継続的に行っていること。</u></p> <p><u>(7) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。</u></p> <p><u>(8) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6（国及び都道府県の行う職業訓練等）第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第27条第1項に規定する職業</u></p>	<p><u>(保育の実施基準)</u></p> <p>第6条 <u>保育所での保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合であつて、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 居宅外で労働することを常態としていること。</u></p> <p><u>(2) 居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。</u></p> <p><u>(3) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。</u></p> <p><u>(4) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。</u></p> <p><u>(5) 長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。</u></p> <p><u>(6) 震災、風水害、火災、その他の災害の復旧に当たっていること。</u></p> <p><u>(7) 町長が認める前各号に類する状態にあること。</u></p> <p>(新設)</p>

江差町立保育所条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条（厚生労働大臣による職業訓練の認定）第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。</u></p> <p><u>（9） 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条（児童虐待の定義）に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。</u></p> <p><u>（10） 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条（定義）に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること。</u></p> <p><u>（11） 育児休業をする場合であつて、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。</u></p> <p><u>（12） 全各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして町長が認める事由であること。</u></p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

江差町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例概要

条 項	概 要								
<p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第2章 指定介護予防支援事業者の指定（第2条）</p> <p>第3章 指定介護予防支援の事業の基本方針（第3条）</p> <p>第4章 指定介護予防支援の事業の人員に関する基準（第4条・第5条）</p> <p>第5章 指定介護予防支援の事業の運営に関する基準（第6条—第30条）</p> <p>第6章 指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第31条—第33条）</p> <p>第7章 基準該当介護予防支援の事業に関する基準（第34条）</p>	<p>■<b>条例制定の基本方針</b></p> <p>国の第3次一括法により、これまで国の法律で定められていた指定介護予防支援等の基準について、市町村に条例委任されることになりましたので、国から示されている「従うべき・参酌すべき基準」に加え、町の独自基準も含め条例制定する。</p> <p>■<b>町条例で定めることとされた基準等</b></p> <table border="1" data-bbox="1016 624 2018 970"> <thead> <tr> <th>条例で定めるべき基準等</th> <th>関係法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>★指定介護予防支援事業の申請者の法人格の有無</td> <td>・介護保険法第115条の22第2項</td> </tr> <tr> <td>★指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準</td> <td>・介護保険法第59条第1項 ・介護保険法第115条の24第1項</td> </tr> <tr> <td>★指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</td> <td>・介護保険法第115条の24第2項</td> </tr> </tbody> </table> <p>■<b>江差町が独自に設ける基準</b></p> <p>① 指定介護予防支援事業者は法人とし、<u>暴力団員等の排除規定を追加。</u> 理由：町で別に制定されている「江差町暴力団排除条例」の趣旨に沿い暴力団排除について第2条に規定している。</p> <p>② 記録の整備において文書の保存年限を5年とする。 理由：利用者に対する指定介護予防支援の提供に関し、事業者が不適正な介護報酬算定を行っていた場合には、介護報酬の返還を請求することとなるが、当該請求に係る時効は地方自治法で5年と定められている一方、介護報酬算定に係る文書の保存年限が2年であると、保険者による事実の確認が困難な状況となる事態が想定されることから、記録の保存年限を5年とする。</p>	条例で定めるべき基準等	関係法令	★指定介護予防支援事業の申請者の法人格の有無	・介護保険法第115条の22第2項	★指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準	・介護保険法第59条第1項 ・介護保険法第115条の24第1項	★指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	・介護保険法第115条の24第2項
条例で定めるべき基準等	関係法令								
★指定介護予防支援事業の申請者の法人格の有無	・介護保険法第115条の22第2項								
★指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準	・介護保険法第59条第1項 ・介護保険法第115条の24第1項								
★指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	・介護保険法第115条の24第2項								
<p>附則</p>									

江差町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例概要

条 項	概 要				
<p>第1条 (趣旨)</p> <p>第2条 (定義)</p> <p>第3条 (包括的支援事業の基本方針)</p> <p>第4条 (地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数)</p> <p>第5条 (適切、公正かつ中立な運営の確保)</p> <p>附則</p>	<p><b>■条例制定の基本方針</b></p> <p>国の第3次一括法により、これまで国の法律で定められていた地域包括支援センターに関する基準について、市町村に条例委任されることになりましたので、国から示されている「従うべき・参酌すべき基準」について条例制定する。</p> <p><b>■町条例で定めることとされた基準等</b></p> <table border="1" data-bbox="1016 667 2027 871"> <thead> <tr> <th data-bbox="1016 667 1451 711">条例で定めるべき基準等</th> <th data-bbox="1451 667 2027 711">関係法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1016 711 1451 871">★地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要な基準</td> <td data-bbox="1451 711 2027 871">・介護保険法第115条の46第4項</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>■職員数に係る基準と員数</b></p> <p>★第1号被保険者数が3,000人以上6,000人未満ごとの置くべき職員数 ・保健師1人、社会福祉士1人、主任介護支援専門員1人の3名(常勤)</p> <p>★第1号被保険者数が1,000人未満の置くべき職員数 ・保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員のうちから1人又は2人</p> <p>★第1号被保険者数が1,000人以上2,000人未満の置くべき職員数 ・保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員のうちから2人</p> <p>★第1号被保険者数が2,000人以上3,000人未満の置くべき職員数 ・保健師1人、常勤の社会福祉士及び主任介護支援専門員のいずれか1人)</p>	条例で定めるべき基準等	関係法令	★地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要な基準	・介護保険法第115条の46第4項
条例で定めるべき基準等	関係法令				
★地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要な基準	・介護保険法第115条の46第4項				

江差町介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
<p>第1条 (略)</p> <p>(保険料率)</p> <p>第2条 <u>平成27年度から平成29年度</u>までの各年度における保険料は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。) 第38条第1項に掲げる者 <u>36,600円</u></p> <p>(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>54,900円</u></p> <p>(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>54,900円</u></p> <p>(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 <u>65,800円</u></p> <p>(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 <u>73,200円</u></p> <p>(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 <u>87,800円</u></p> <p>(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 <u>95,100円</u></p> <p>(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 <u>109,800円</u></p> <p>(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 <u>124,400円</u></p> <p>2 前項の保険料を決定する場合において、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があつた場合)</p> <p>第4条 保険料の賦課期日後に、第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、当該被保険者資格を取得した日の属する月から月割りをもつて行う。</p> <p>2 保険料の賦課期日後に、第1号被保険者の資格を喪失した場合における当該被保険者に係る保険料額の算定は、第1号被保険者の資格を喪失した日の</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(保険料率)</p> <p>第2条 <u>平成24年度から平成26年度</u>までの各年度における保険料は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。) 第38条第1項に掲げる者 <u>33,100円</u></p> <p>(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>41,000円</u></p> <p>(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>49,700円</u></p> <p>(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 <u>66,200円</u></p> <p>(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 <u>82,800円</u></p> <p>(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 <u>99,300円</u></p> <p>2 前項の保険料を決定する場合において、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があつた場合)</p> <p>第4条 保険料の賦課期日後に、第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、当該被保険者資格を取得した日の属する月から月割りをもつて行う。</p> <p>2 保険料の賦課期日後に、第1号被保険者の資格を喪失した場合における当該被保険者に係る保険料額の算定は、第1号被保険者の資格を喪失した日の</p>

属する月の前月までの月割りをもつて行う。

- 3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ（同号に規定する、老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ又は第8号ロに該当するに至った第1号被保険者（第1項に規定する者を除く。）に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第38条第1項第1号から第8号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。
- 4 前3項の規定により算定された当該年度における保険料の額に100円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

第5条～附則（平成24年条例第9号）（略）

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、附則第2項は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）による介護保険法（平成9年法律第123号）の改正の施行の日から施行する。

（平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率の特例）

- 2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令第38条第1項第1号に該当する者の平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、32,900円とする。

##### （経過措置）

- 3 改正後の江差町介護保険条例第2条及び第4条第3項の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

属する月の前月までの月割りをもつて行う。

- 3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ（同号に規定する、老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。）、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ又は第5号ロに該当に至った第1号被保険者（第1項に規定する者を除く。）に係る保険料の額は、当該該当に至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第38条第1項第1号、第2号、第3号、第4号又は第5号に規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。
- 4 前3項の規定により算定された当該年度における保険料の額に100円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

（略）第5条～附則

(介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置)

- 4 法第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成 27 年 4 月 1 日から町長が定める日までの間に行わず、当該町長が定める日の翌日から行うものとする。
- 5 法第 115 条の 45 第 2 項第 4 号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成 27 年 4 月 1 日から町長が定める日までの間に行わず、当該町長が定める日の翌日から行うものとする。
- 6 法第 115 条の 45 第 2 項第 5 号に掲げる事業については、その事業の実施に必要な準備のため、平成 27 年 4 月 1 日から町長が定める日までの間に行わず、当該町長が定める日の翌日から行うものとする。
- 7 法第 115 条の 45 第 2 項第 6 号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成 27 年 4 月 1 日から町長が定める日までの間に行わず、当該町長が定める日の翌日から行うものとする。



ぬくもり保養センター設置条例新旧対照表

改正後			改正前		
第1条～第13条 略			第1条～第13条 略		
別表（第6条関係） 2 入浴料			別表（第6条関係） 2 入浴料		
	利用区分	利用料金		利用区分	利用料金
1回券	12歳以上の者（大人）	440円	1回券	12歳以上の者（大人）	420円
	6歳以上12歳未満の者（中人）	140円		6歳以上12歳未満の者（中人）	140円
	70歳以上の者	220円		70歳以上の者	210円
	3歳以上6歳未満の者（小人）	100円		3歳以上6歳未満の者（小人）	100円
回数券（11回券）	12歳以上の者（大人）	4,400円	回数券（11回券）	12歳以上の者（大人）	4,200円
	6歳以上12歳未満の者（中人）	1,400円		6歳以上12歳未満の者（中人）	1,400円
	70歳以上の者	2,200円		70歳以上の者	2,100円
	3歳以上6歳未満の者（小人）	1,000円		3歳以上6歳未満の者（小人）	1,000円
附 則 この条例は、平成27年4月14日から施行する。					

江差町公共下水道条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(特定事業場からの下水の排除の制限)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 特定事業場からの排除される下水に係る前項に規定する水質の基準は、次の各号に掲げる場合においては、同項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に規定する緩やかな排水基準とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第5号から第7号に掲げる項目に係る水質に関し、当該下水が当該公共下水道からの放流水に係る公共の水域又は海域に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法の規定による環境省令により、当該各号に定める基準より緩やかな排水基準が適用されるとき。</p> <p>(健康、環境被害物質等に係る除害施設の設置等)</p> <p>第22条 法第12条の11第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水(水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項、又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。</p> <p>(1) <u>下水道法施行令(昭和34年政令第147号。以下「令」という。)</u>第9条の4第1項各号に掲げる物質 それぞれ当該各号に定める数値 ただし、同条第3項に規定する場合においては、同項に規定する基準に係る数値とする</p>	<p>(特定事業場からの下水の排除の制限)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 特定事業場からの排除される下水に係る前項に規定する水質の基準は、次の各号に掲げる場合においては、同項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に規定する緩やかな排水基準とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第5号又は第6号に掲げる項目に係る水質に関し、当該下水が当該公共下水道からの放流水に係る公共の水域又は海域に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法の規定による環境省令により、当該各号に定める基準より緩やかな排水基準が適用されるとき。</p> <p>(健康、環境被害物質等に係る除害施設の設置等)</p> <p>第22条 法第12条の10第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水( _____ 法第12条の2第1項、又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。</p> <p>(1) <u>カドミウム及びその化合物 1リットルにつきカドミウム0.1ミリグラム以下</u></p>

江差町公共下水道条例新旧対照表

改正後	改正前
(削除)	<u>(2) シアン化合物 1リットルにつきシアン1ミリグラム以下</u>
(削除)	<u>(3) 有機燐化合物 1リットルにつき1ミリグラム以下</u>
(削除)	<u>(4) 鉛及びその化合物 1リットルにつき鉛0.1ミリグラム以下</u>
(削除)	<u>(5) 六価クロム化合物 1リットルにつき六価クロム0.5ミリグラム以下</u>
(削除)	<u>(6) ひ素及びその化合物 1リットルにつきひ素0.1ミリグラム以下</u>
(削除)	<u>(7) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 1リットルにつき水銀0.005ミリグラム以下</u>
(削除)	<u>(8) アルキル水銀化合物 検出されないこと。</u>
(削除)	<u>(9) ポリ塩化ビフェニル 1リットルにつき0.003ミリグラム以下</u>
(削除)	<u>(10) トリクロロエチレン 1リットルにつき0.3ミリグラム以下</u>
(削除)	<u>(11) テトラクロロエチレン 1リットルにつき0.1ミリグラム以下</u>
(削除)	<u>(12) ジクロロメタン 1リットルにつき0.2ミリグラム以下</u>
(削除)	<u>(13) 四塩化炭素 1リットルにつき0.02ミリグラム以下</u>
(削除)	<u>(14) 1・2-ジクロロエタン 1リットルにつき0.04ミリ</u>

江差町公共下水道条例新旧対照表

改正後	改正前
(削除)	<p><u>グラム以下</u>  <u>(15) 1・1-ジクロロエチレン 1リットルにつき1ミリグラム以下</u></p>
(削除)	<p><u>(16) シス-1・2-ジクロロエチレン 1リットルにつき0.4ミリグラム以下</u></p>
(削除)	<p><u>(17) 1・1・1-トリクロロエタン 1リットルにつき3ミリグラム以下</u></p>
(削除)	<p><u>(18) 1・1・2-トリクロロエタン 1リットルにつき0.06ミリグラム以下</u></p>
(削除)	<p><u>(19) 1・3-ジクロロプロペン 1リットルにつき0.02ミリグラム以下</u></p>
(削除)	<p><u>(20) テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム) 1リットルにつき0.06ミリグラム以下</u></p>
(削除)	<p><u>(21) 2-クロロ-4・6-ビスエチルアミノ-S-トリアジン(別名シマジン) 1リットルにつき0.03ミリグラム以下</u></p>
(削除)	<p><u>(22) S-4-クロロベンジル=N・N-ジエチルチオカルバマート(別名チオベンカルブ) 1リットルにつき0.2ミリグラム以下</u></p>
(削除)	<p><u>(23) ベンゼン 1リットルにつき0.1ミリグラム以下</u></p>
(削除)	<p><u>(24) セレン及びその化合物 1リットルにつきセレン0.1ミリグラム以下</u></p>
(削除)	<p><u>(25) ほう素及びその化合物 1リットルにつきほう素10ミリ</u></p>

江差町公共下水道条例新旧対照表

改正後	改正前
(削除)	<p><u>グラム以下</u>  <u>(26) ふつ素及びその化合物 1リットルにつきふつ素8ミリグラム以下</u></p>
(削除)	<p><u>(27) 1・4-ジオキサン 1リットルにつき0.5ミリグラム以下</u></p>
(削除)	<p><u>(28) フェノール類 1リットルにつき5ミリグラム以下</u></p>
(削除)	<p><u>(29) 銅及びその化合物 1リットルにつき銅3ミリグラム以下</u></p>
(削除)	<p><u>(30) 亜鉛及びその化合物 1リットルにつき亜鉛5ミリグラム以下</u></p>
(削除)	<p><u>(31) 鉄及びその化合物(溶解性) 1リットルにつき鉄10ミリグラム以下</u></p>
(削除)	<p><u>(32) マンガン及びその化合物(溶解性) 1リットルにつきマンガン10ミリグラム以下</u></p>
(削除)	<p><u>(33) クロム及びその化合物 1リットルにつきクロム2ミリグラム以下</u></p>
(削除)	<p><u>(34) ダイオキシン類 1リットルにつき10ピコグラム以下</u></p>
<u>(2)</u> (略)	<u>(35)</u> (略)
<u>(3)</u> (略)	<u>(36)</u> (略)
<u>(4)</u> (略)	<u>(37)</u> (略)
<u>(5)</u> (略)	<u>(38)</u> (略)

江差町公共下水道条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>2 製造業又はガス供給業の用に供する施設から下水を排除して公共下水道を使用する者に対する前項の規定の適用については、同項第3号中「5を超え9未満」とあるのは「5.7を超え8.7未満」と、同項第4号及び第5号中「600ミリグラム未満」とあるのは「300ミリグラム未満」と、同項第9号中「45度未満」とあるのは「40度未満」とする。</p> <p>3 前2項の規定は、  <hr/> <u>1</u>日当たりの平均的な下水の量が<u>20</u>立方メートル未満である者には適用しない。</p> <p>附 則  この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>(39) (略)</p> <p>(40) (略)</p> <p>(41) (略)</p> <p>(42) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 前項の規定は、前項の各号に掲げる物質又は項目のうち、第27号から第32号、第35号から第41号までの物質又は項目については、<u>1</u>日当たりの平均的な下水の量が<u>50</u>立方メートル未満である者には適用しない。</p>

## 新教育委員会制度の主な改正点

## 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正

### 教育行政の責任体制の明確化

- 教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者（新教育長）を置く。
- 教育長は、地方公共団体の長が議会の同意を得て直接任命する。（特別職の身分のみを有する）
- 教育長の任期は3年とする。
- 教育長は、教育委員会の会務を総理し教育委員会を代表する。

### 総合教育会議の設置

- 地方公共団体の長は、総合教育会議を設ける。
- 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。
- 総合教育会議の構成は、地方公共団体の長及び教育委員会とする。
- 総合教育会議は次の事項について協議する。
  - 教育の振興に関する施策の大綱を策定する。
  - 教育条件の整備等重点的に講ずべき施策に関する事。
  - 緊急の場合に講ずべき措置に関する事。

### 大綱の策定

- 地方公共団体の長は、総合教育会議において教育の振興に関する施策の大綱を策定する。
- 大綱は、地方公共団体の教育・学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであること。

### 教育委員会

- 教育委員会は、教育長及び教育委員をもって組織すること。
- 教育委員会の会議は教育長が招集すること。

### 経過措置

- 改正法は、一部の規定を除き平成27年4月1日から施行する。  
〔本議会へ提案する条例の一部改正の施行日は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）の施行の日とする。〕
- 現に在職する教育長（旧教育長）は、その教育委員会の委員としての任期中に限り、なお従前の例により在職する。
- 旧教育長が在職する場合に、教育委員会委員長の任期は、旧教育長の委員としての任期が満了する日において満了とする。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前																																																										
<p><b>江差町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正</b> (目的) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条の規定に基づき、次に掲げる特別職の職員で常勤のもの(以下「特別職」という。)の給与及び旅費について必要な事項を定めることを目的とする。 (1) 町長 (2) 副町長 (3) 教育長 (給料) 第3条 特別職の給料月額次のとおりとする。 町長 820,000円 副町長 645,000円 教育長 590,000円 附則 4 当分の間、特別職の給料月額は、第3条の規定にかかわらず、次の表に定める額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><th>職名</th><th>給料月額</th></tr> <tr><td>町長</td><td>697,000円</td></tr> <tr><td>副町長</td><td>549,000円</td></tr> <tr><td>教育長</td><td>502,000円</td></tr> </table> <p><b>江差町特別職報酬等審議会条例の一部改正</b> (諮問) 第2条 町長は、町公職者の報酬の額並びに町長、副町長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする。</p> <p><b>江差町職員等の旅費に関する条例一部改正</b> 別表第1(第17条~第19条関係) 日当、宿泊料及び食卓料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">日当</th> <th colspan="2">宿泊料</th> <th rowspan="2">食卓料</th> </tr> <tr> <th>甲地方</th> <th>乙地方</th> <th>甲地方</th> <th>乙地方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町長</td> <td colspan="2">2,500</td> <td>14,800</td> <td>13,300</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>副町長、教育長、選管委員、農業委員、教育委員、 監査委員、公平委員その他の条例委員、一般職の職員</td> <td>2,000</td> <td>1,500</td> <td>10,900</td> <td>9,800</td> <td>2,300</td> </tr> </tbody> </table>	職名	給料月額	町長	697,000円	副町長	549,000円	教育長	502,000円	区分	日当		宿泊料		食卓料	甲地方	乙地方	甲地方	乙地方	町長	2,500		14,800	13,300	3,000	副町長、教育長、選管委員、農業委員、教育委員、 監査委員、公平委員その他の条例委員、一般職の職員	2,000	1,500	10,900	9,800	2,300	<p><b>江差町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正</b> (目的) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条の規定に基づき、次に掲げる特別職の職員で常勤のもの(以下「特別職」という。)の給与及び旅費について必要な事項を定めることを目的とする。 (1) 町長 (2) 副町長 (給料) 第3条 特別職の給料月額は次のとおりとする。 町長 820,000円 副町長 645,000円 附則 4 当分の間、特別職の給料月額は、第3条の規定にかかわらず、次の表に定める額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><th>職名</th><th>給料月額</th></tr> <tr><td>町長</td><td>697,000円</td></tr> <tr><td>副町長</td><td>549,000円</td></tr> </table> <p><b>江差町特別職報酬等審議会条例の一部改正</b> (諮問) 第2条 町長は、町公職者の報酬の額並びに町長、副町長 の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする。</p> <p><b>江差町職員等の旅費に関する条例一部改正</b> 別表第1(第17条~第19条関係) 日当、宿泊料及び食卓料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">日当</th> <th colspan="2">宿泊料</th> <th rowspan="2">食卓料</th> </tr> <tr> <th>甲地方</th> <th>乙地方</th> <th>甲地方</th> <th>乙地方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町長</td> <td colspan="2">2,500</td> <td>14,800</td> <td>13,300</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>副町長、 選管委員、農業委員、教育委員(教育長含む)、監査委員、公平委員その他の条例委員、一般職の職員</td> <td>2,000</td> <td>1,500</td> <td>10,900</td> <td>9,800</td> <td>2,300</td> </tr> </tbody> </table>	職名	給料月額	町長	697,000円	副町長	549,000円	区分	日当		宿泊料		食卓料	甲地方	乙地方	甲地方	乙地方	町長	2,500		14,800	13,300	3,000	副町長、 選管委員、農業委員、教育委員(教育長含む)、監査委員、公平委員その他の条例委員、一般職の職員	2,000	1,500	10,900	9,800	2,300
職名	給料月額																																																										
町長	697,000円																																																										
副町長	549,000円																																																										
教育長	502,000円																																																										
区分	日当		宿泊料		食卓料																																																						
	甲地方	乙地方	甲地方	乙地方																																																							
町長	2,500		14,800	13,300	3,000																																																						
副町長、教育長、選管委員、農業委員、教育委員、 監査委員、公平委員その他の条例委員、一般職の職員	2,000	1,500	10,900	9,800	2,300																																																						
職名	給料月額																																																										
町長	697,000円																																																										
副町長	549,000円																																																										
区分	日当		宿泊料		食卓料																																																						
	甲地方	乙地方	甲地方	乙地方																																																							
町長	2,500		14,800	13,300	3,000																																																						
副町長、 選管委員、農業委員、教育委員(教育長含む)、監査委員、公平委員その他の条例委員、一般職の職員	2,000	1,500	10,900	9,800	2,300																																																						



別表第2（第20条関係）  
移転料

区分	鉄道				
	50km未滿	100km未滿	300km未滿	500km未滿	500km以上
町長	126,000	144,000	178,000	220,000	292,000
副町長、教育長	107,000	123,000	152,000	187,000	248,000
一般職の職員	93,000	107,000	132,000	163,000	216,000

江差町議会委員会条例の一部改正

(出席説明の要求)

第17条 委員会は審査又は調査のため町長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは議長を経てしなければならない。

江差町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正  
別表（第2条関係）

公職名	区分	報酬額
執行機関の委員 教育委員会委員	委員長	年 250,000円
	委員	年 250,000円

附則別表第1（附則第4項関係）

公職名	区分	報酬額
執行機関の委員 教育委員会委員	委員長	年 225,000円
	委員	年 225,000円

附 則

この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）の施行の日から施行する。ただし、現に在職する教育委員会の教育長の委員としての任期が満了する日までは、なお従前の例によるものとする。

別表第2（第20条関係）  
移転料

区分	鉄道				
	50km未滿	100km未滿	300km未滿	500km未滿	500km以上
町長	126,000	144,000	178,000	220,000	292,000
副町長	107,000	123,000	152,000	187,000	248,000
一般職の職員	93,000	107,000	132,000	163,000	216,000

江差町議会委員会条例の一部改正

(出席説明の要求)

第17条 委員会は審査又は調査のため町長、教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは議長を経てなければならない。

江差町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正  
別表（第2条関係）

公職名	区分	報酬額
執行機関の委員 教育委員会委員	委員長	年 310,000円
	委員	年 250,000円

附則別表第1（附則第4項関係）

公職名	区分	報酬額
執行機関の委員 教育委員会委員	委員長	年 279,000円
	委員	年 225,000円

## 公の施設に係る指定管理者の候補者選定の概要

1 施設の名称等	名 称 江差町漁村センター 所在地 江差町字姥神町157番地の1
2 指定の期間	平成27年4月1日～平成31年3月31日（4年間）
3 指定管理者の候補者	名 称 江差青果卸売市場株式会社 所在地 江差町字姥神町138番地の1
4 募集方法	公 募 <input type="checkbox"/> 非 公 募 <input checked="" type="checkbox"/>
5 管理業務内容	(1) 施設及び設備の維持管理業務 (2) 施設の利用許可に関する業務
6 指定管理料参考額	1, 100, 000円
7 審査方式	指定管理者選定委員会において、申請者からの申請書類の審査を実施し、指定管理者としての適格性を有していると判断した上で、申請者を指定管理者の候補者として選定した。
8 選定委員会委員名	副町長、教育長、総務財政課長、政策推進課長、建設水道課長、農林水産課長、追分商工観光課長、社会教育課長
9 審査経過	平成27年1月26日 第1回選定委員会 ・選定方法の確認 平成27年2月2日 申請者より申請書を受理 平成27年2月9日 第2回選定委員会 ・申請書の審査及び申請者についての検討の結果、各委員合意により指定管理者として選定
10 委員会意見	江差町漁村センターの設置目的をよく熟知し、8年間（2サイクル）の管理運営実績を踏まえた中で、利用者側に立ってのサービスの提供等、顕著な努力が垣間見られることから、今後も施設の適切な維持管理が期待される。

公の施設に係る指定管理者の候補者選定の概要

1 施設の名称等	名 称 江差港マリーナ 所在地 江差町字姥神町1番地の10
2 指定の期間	平成27年4月1日～平成31年3月31日（4年間）
3 指定管理者の候補者	名 称 一般財団法人開陽丸青少年センター 所在地 江差町字姥神町1番地の10
4 募集方法	公 募 <input type="checkbox"/> 非 公 募 <input checked="" type="checkbox"/>
5 管理業務内容	(1) 青少年の健全育成を基本とする海洋の自然等を活かした各種の事業の実施及び支援等 ・帆船、マリーナ体験と歴史学習事業等 ・ヨット活動の支援等各種大会への協力 (2) 施設及び設備の維持管理業務 (3) 施設の利用許可に関する業務
6 指定管理料参考額	特に徴しません。
7 審査方式	指定管理者選定委員会において、申請者からの申請書類の審査を実施し、指定管理者としての適格性を有していると判断した上で、申請者を指定管理者の候補者として選定した。
8 選定委員会委員名	副町長、教育長、総務財政課長、政策推進課長、建設水道課長、農林水産課長、追分商工観光課長、社会教育課長
9 審査経過	平成27年1月26日 第1回選定委員会 ・選定方法の確認 平成27年2月5日 申請者より申請書を受理 平成27年2月9日 第2回選定委員会 ・申請書の審査及び申請者についての検討の結果、各委員合意により指定管理者として選定
10 委員会意見	江差港マリーナの設置目的と団体の活動内容が合致していること。また、8年間（2サイクル）の管理運営実績を踏まえた中で、利用者側に立ってのサービスの提供等、顕著な努力が垣間見られることから、今後も施設の適切な維持管理が期待される。

公の施設に係る指定管理者の候補者選定の概要

1 施設の名称等	名 称 江差町漁船上架施設 所在地 江差町字中歌町196番地
2 指定の期間	平成27年4月1日～平成31年3月31日（4年間）
3 指定管理者の候補者	名 称 株式会社檜山造船公社 所在地 江差町字中歌町196番地
4 募集方法	公 募 <input type="checkbox"/> 非 公 募 <input checked="" type="checkbox"/>
5 管理業務内容	(1) 沿岸漁船上架及び造修事業 (2) 施設及び設備の維持管理業務 (3) 施設の利用許可に関する業務
6 指定管理料参考額	4,760,000円
7 審査方式	指定管理者選定委員会において、申請者からの申請書類の審査を実施し、指定管理者としての適格性を有していると判断した上で、申請者を指定管理者の候補者として選定した。
8 選定委員会委員名	副町長、教育長、総務財政課長、政策推進課長、建設水道課長、農林水産課長、追分商工観光課長、社会教育課長
9 審査経過	平成27年1月26日 第1回選定委員会 ・選定方法の確認 平成27年2月2日 申請者より申請書を受理 平成27年2月9日 第2回選定委員会 ・申請書の審査及び申請者についての検討の結果、各委員合意により指定管理者として選定
10 委員会意見	施設管理のために設立した第3セクターであり、8年間（2サイクル）の管理運営実績を踏まえた中で、今後も施設の適切な維持管理が期待される。

公の施設に係る指定管理者の候補者選定の概要

1 施設の名称	名称：江差町歴史的まちなみ交流館壱番蔵 所在地：江差町字姥神町42番地の3	
2 指定の期間	平成27年4月1日から平成31年3月31日（4年間）	
3 指定管理者の候補者	団体名：江差町歴まち商店街協同組合 住所：江差町字橋本町85番地	
4 募集方法	公募	非公募
5 管理業務内容	（1）歴史的まちなみ資源を生かした地域づくりを促進する事業 ・いにしえ夢街道 （2）交流を促進する事業 ・語り部の拠点事業 （3）産業の発展と観光の振興に寄与する事業 ・チャレンジショップの受入 ・特産品の発掘と実験的な販売 （4）施設及び設備を一般の利用に供する事業 ・軽食喫茶等の営業 ・無料休憩所、公共トイレとして開放	
6 指定管理料参考額	540,000円	
7 審査方式	指定管理者選定委員会において、申請者からの申請書類の審査を実施し、指定管理者としての適格性を有していると判断した上で、申請者を指定管理者の候補者として選定した。	
8 選定委員会委員名	副町長、教育長、総務財政課長、政策推進課長、建設水道課長、農林水産課長、追分商工観光課長、社会教育課長	
9 審査経過	平成27年1月26日 第1回選定委員会 ・選定方法の確認 平成27年2月6日 申請者より申請書を受理 平成27年2月9日 第2回選定委員会 ・申請書の審査及び申請者についての検討の結果、各委員合意により指定管理者として選定	
10 委員会意見	同団体は北海道地域文化選奨や国土交通省「手づくり郷土賞」を受賞するなど地域活動が評価され、歴史を活かすまちづくり事業の展開を図っており、団体活動目的と施設の寄附目的が合致していること、さらに8年間の管理運営実績を踏まえた中で、利用者の立場にたった努力が感じられ、今後も施設の適切な維持管理が期待される。	

## 江差町固定資産評価審査委員

氏名

あべ せつこ  
阿部 世津子

生年月日

[REDACTED]

住所

江差町字 [REDACTED]

最終学歴

弘前学院短期大学

主な職歴

昭和49年 4月 奥尻町立稲穂小学校 教諭

昭和51年 4月 江差町立南が丘小学校 教諭

昭和61年 4月 江差町立江差小学校 教諭

平成8年 4月 江差町立江差中学校 教諭

平成14年 4月 瀬棚町立馬場川小学校 教頭

平成18年 4月 上ノ国町立小砂子小学校 校長

平成22年 5月 退職



## 【平成26年度 国・道等への要望等状況一覧】

(平成26年12月1日～平成27年2月28日)

要望団体	要 望 内 容	要 望 先	備 考
江差町	【要請事項】 国道227号線崩落（尾山地区）に関する要請	函館開発建設部	1月15日
江差町	【要望事項】 特別交付税要望	北海道	2月4日
南檜山第2次 医療圏構成町	【要望事項】 北海道立江差病院整備要望（医師派遣、看護師 対策等）	札幌医科大 北海道保健環境部 道立病院室	2月4日
江差町	【要望事項】 各種懸案事項要望	北海道8区選出 国会議員 (東京都)	2月13日